

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第46回 議事録

1 日時：平成20年11月13日（木）17：30～19：00

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、大山 永昭（主査代理）、高橋 伸子、土井美和子、長田 三紀、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、田胡 修一、福田 俊男、生野 秀年、堀 義貴 （以上23名）

（2）オブザーバー

岩倉 正和（西村あさひ法律事務所・一橋大学大学院）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、関本 好則（日本放送協会）、寺島 高幸（テレコムスタッフ株式会社）、道井 隆之（住友商事株式会社）、三尾 美枝子（シティユーワ法律事務所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）
足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、安藤情報流通振興課長、吉田 地上放送課長、武田衛星放送課長

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の46回の会合を開催させていただきます。委員の皆様、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日欠席された委員とご出席いただいているオブザーバーの方は、いつものように席上の配付資料をご参照いただくということでお願いします。

本日付で新たに3名の方が当委員会の委員に就任されました。まず、KDDI株式会社コンシューマ事業統括本部コンテンツ・メディア本部長の雨宮俊武様にご参加をいただいております。よろしく願いいたします。

【雨宮委員】 雨宮です。よろしくお願いします。

【村井主査】 それから、その他2名の方、パナソニック株式会社AVCネットワーク社副社長の今井淨様、ソニー株式会社業務執行役員技術渉外担当の久保田幸雄様が委員としてご就任されました。本日はご欠席ということでお名前をお伝えしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の技術検討ワーキンググループ、それから取引市場ワーキンググループの検討状況についてのご報告、及び意見交換をしていただき、その後に放送コンテンツに係る流通・取引の促進の在り方についての意見交換を行っていただきたいと思います。デジタル・コンテンツの流通促進のための制度のあり方ということで、専門的にご活動されていらっしゃる弁護士の岩倉様と三尾様にご意見の準備をしていただいております。それから、ネット配信に関する実務と課題について、NHKの関本様、フジテレビの佐藤委員からご報告をいただくという内容で進めて参ります。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、議事次第をめぐっていただきますと、今日ご出席の岩倉様の資料が資料1としてついております。それから、席上配付ということで、委員限りということにさせていただいておりますが、三尾様にご提出いただいている資料が資料2でございます。それから、資料3ということで、椎名委員からご提出いただいている資料がございます。そして、その後ろに配付資料一覧ということで、岩倉様の資料の参考資料ということで、配付資料ということで、クリップ留めで1セットつけさせていただいております。それから、最後に「マルチユース向けコンテンツ完成における関係者内覧会の案内について」という、岸上様からご提出いただいている資料をつけております。資料は以上のとおりでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まず、先ほどご説明をお願いするとお伝えした岩倉様からお願いいたします。岩倉様は、デジタル・コンテンツ利用促進協議会の事務局長及びデジタル・コンテンツ法有識者フォーラムの事務局長を務めていらっしゃいます。

それでは、よろしくお願いいたします。

【岩倉オブザーバー】 ただいまご紹介にあずかりました弁護士の岩倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にパワーポイントを配付させていただきました。簡単にまとめてございますので、これをベースにお話をさせていただきます。

私は、先ほどご紹介賜りましたように、この秋に設立されましたデジタル・コンテンツ利用促進協議会という、東京大学名誉教授の中山信弘先生を会長とする会の事務局長を務めますと同時に、昨年1月に発足しましたデジタル・コンテンツ法有識者フォーラムという団体の事務局長も務めております。今日は、両方の肩書で出席してくださいということだったので、両方の団体の動きなどもご紹介しながら、デジタル・コンテンツの流通、あるいは利用

促進のために、私どもが現在考えるところをお伝えして、委員の先生方のご検討に供するということが目的かと思しますので、その目的でお話をさせていただくものでございます。

まず、1ページ、第1のデジタル・コンテンツ流通（利用）促進法制立法化の議論の背景というところでございます。これは委員の方が共有されていることだと思いますけれども、デジタル・コンテンツを法的にどう位置づけるか、それから現状がどうかという部分を簡単にまとめたものでございます。釈迦に説法でございますけれども、デジタル・コンテンツというのは、著作権、著作隣接権、人格権、パブリシティ権など数多くの権利が重畳的に存在するものです。著作権法上、映画の著作物のように権利集中が進んでいるものもあれば、ないものもありますけれども、デジタル・コンテンツに関しては、現行、日本の法制上、権利集中はなされておらず、実務的にもいろいろな皆様方のご努力がありますけれども、必ずしもすべてが進んでいるという状況にはないわけであります。

その結果、すべての関連する権利者の方々から、これを利用したいという場合に、同意を得られるという法的保証はないわけでありまして、もし仮に同意が得られるとしても、その権利処理にかかる手間というものは簡単でないことは、実務上、言うまでもないわけでございます。そうすると、権利処理をやってもしょうがない、面倒だと考える方々も多いわけですので、デジタル・ネット時代における問題点として、これをどのように解決するのかというのが、ここ10年以上の課題であったわけです。

これは、私どもの言葉ではなく、平成19年度の政府の経済財政諮問会議での有識者議員の提出資料にある言葉の引用ですが、貴重なデジタル・コンテンツの多くが、結果的に利用されないで死蔵されているというご指摘がなされています。だれの目にも触れず、利用されないことによって権利者に何らの還元もされないという状況が厳然たる事実として存在するわけでありまして。このような現実のもとで、そういうコンテンツにかかわる権利者の方々の実質的保護をどうやって図るのかも非常に重要な問題であろうと認識しております。

他方、これもよく指摘されることでございますが、いわゆる海賊版、あるいは不正使用という問題が非常に大きいわけです。ユーザーの方々にはコンテンツを見たいというニーズがあるにも関わらず、適法に、あるいは適正な価格でこれを入手できないという現実の状況が存在しているわけです。もし適法に、かつ適正な値段で利用できるということであれば、日本のユーザーというのは、みな性悪説で悪い人ばかりではなくて、きちんとお金を払って適法に利用するのではないかと私どもは考えております。ところが、どのようにしてもそういう適法かつ適切な価格での利用ができないという現実の状況にかんがみて、仕方がないので、インターネットで勝手に流しているものを見てしまう、それを使ってしまうという現実があるのではないかと認識しております。

先ほど申し上げました権利者を実質的に保護するという観点からすると、当然ながら、不正使用、あるいは不正に流通しているコンテンツは、取締りをしなければいけないことは私ども全く否定いたしません。不正使用は許してはいけないということは大前提でございまして、他方、それを利用してしまっている消費者、ユーザーのニーズというものも、きちんとした形で満たしてあげることが実務的な考慮としては大事なのではないのでしょうか。つまり、ユーザーが見たいということであれば、適法に適正な価格でそれを使える環境を整備する。そうすると、まじめなほとんどのユーザーは乗ってくるわけでありまして、海賊版、あるいは不正使用でやっている場に、あえて行かないのではないかと私どもは考えるわけです。

そうであるとすれば、きちんとした法制度を整備し、権利者にはきちんとした還元をする。そして、それがまた巡って、新しいコンテンツをつくっていくという再創造につながり、今は無名でお金もない次世代のやる気のある、情熱のあるクリエイターたちが、そうであれば私もまた新しいコンテンツをつくっていきこう、というインセンティブを持つこととなり、我が国のコンテンツ産業というものをさらに発展させることができるのではないかと考えるわけです。

では、これまでの取り組み、特に民間、もちろん、役所においても、政府においても、いろいろなことをご検討されていると思いますが、実務の民間において、様々な、この問題に対する取組というものがなされてきたわけです。特に、このデジタル・コンテンツの流通利用に関する契約ルールの作成等について、様々な方々が、長年にわたりご尽力をされていらっしゃるわけです。決してこれらの努力を無にすべきではなく、尊重したいと思っております。ただし、それぞれの試みにおいて、デジタル・コンテンツにかかわる各権利者の二次利用への考え方、これは当然ながら、一つに決まっているわけではありません。いろいろな見方、取扱い方があるわけです。それから、契約ルールというものは、合意ができていない範囲——今日、関本さんがいらっしゃるので、これからNHKの見逃しテレビのお話をされると思うのですけれども——その部分では成立しているわけです。ただ、その合意、契約というのは、契約当事者にしか拘束力がないわけでありまして、普遍的に我が国における利用者、権利者、あるいは仲介する業者、これらの人々全てに普遍的に強制力があるわけではないのです。あくまで合意、契約をした当事者のみに帰するわけであり、したがって、その合意ごとに取扱いは変わりますし、それから合意を成立させるための努力というのは、また一つ一つしなければいけないということです。先ほどご指摘申し上げた権利処理の負担という問題は、単なる民間の部分的なルールでは解消され得ないわけでありまして、あまねく、デジタル・コンテンツの利用、流通を促進していこうという観点を前提といたしますと、一部の方々だけの話し合い、合意の形成というのでは、必ずしも十分ではないのではないかと考えるわけです。もし、著作権法に関する改正が抜本的になされまして、このようなデジタル・コンテンツの利用に関しての流通促進を迅速に

できるような方向性になれば理想的なわけではありますが、当然のことながら、著作権法を抜本改正するという事は簡単ではないわけでありまして、そもそもデジタル・コンテンツの流通、利用の促進についても、色々な視点がある。だからこそ、今日のような委員会が開かれていると思いますので、そのような改正が簡単に実現できるというのは、現実的ではないと思います。

そういう意識は、日本だけではないわけでありまして、皆様、よくご存じのとおり、アメリカでもヨーロッパでも、今、オーストラリアでも、非常に議論されているわけです。韓国でも東アジア諸国でも意識されている国はあります。中国ですら、私どもが聞いたところ、全く法制度や国家権力制度が違うところではありますが、こういう問題点に対する意識はあるということは既に知られているわけでありまして。そういう各国が今後もデジタル・コンテンツの流通、利用を促進させていこうという基本的な方向の中でしごきを削っている中で、日本だけが取り残されるという状況に万が一なった場合には、それは大変な禍根を残すのではないかとということで、私どもは何らかの法制度の整備をすべきではないかと考えまして、もし著作権法の抜本的改正ができないのであれば、この部分に限って、つまり、デジタル・コンテンツのインターネット上の流通利用に関する部分について、何らかの法制度を整備する。ある部分は、著作権法の現行制度を修正、改正するのが良いかもしれませんが、その部分に限っての特別立法を考えるほうが効率的なのではないかと考えたわけでありまして。

デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムというものが昨年の1月に設立されまして、私は事務局長にすぎませんけれども、政策学院大学の学長でいらっしゃいます八田先生を代表としたこのフォーラムでいろいろな検討を重ねまして、「ネット法」という特別法の立法を今年の3月に提言しました。私どもが十分なお説明ができなくて、多々誤解され、あるいは不十分な説明にとどまっているところは非常に反省しているのですけれども、私どもの意図している目的は、大きく挙げますと3つでございます。1つは、権利者の方々には必ず正当な対価を払うべきだ、利用されるからには必ず対価を払うべきだ。2番目に、ユーザーの方々にはきちんと適法にコンテンツを利用できる制度を整備する。3番目に、ビジネス界においては、コンテンツ・ビジネスを適法に、違法に海賊版を流すということではなく、莫大な権利処理コストのために結局はビジネスができないというような萎縮効果を与えないで、積極的にこれを進めるような仕組みを法制度として整備することが目的だということから提唱したものであります。

中身としては、以下の3つを挙げております。1つは、少し言葉がひとり歩きしまして、私どもの説明も不十分だった点があり、ご批判を受けているのは認識しているのですけれども、ネット権、あるいはネット許諾権というものを創設してはどうかということです。これは、ネット権を持っているものはネット許諾義務を負っているというところを、私どもは当初から説明していたのですけれども、どうもネット権という言葉だけが流通しまして、非常に誤解を招

いてしまったことは反省しております。その趣旨は、ネット権を、ある資格を持った方々、私どもの提言では、「テレビ放送会社、それからレコード会社、音楽製作会社等々」というふう
に書いたのですけれども、決してこの方々に限らず、例えばコンテンツ・ビジネスにかかわっ
ていらっしやって、私どもが思っている義務を果たせるような団体、又は、会社であれば、さ
らに広げてよいと当初から申し上げています。それらのネット権者が、同時に、デジタル・コ
ンテンツに関して、法律上規定している要件を満たしたオファーを受けた場合には、必ず使用
許諾をしなければいけないという義務を負った上で、かつ、デジタル・コンテンツが利用され
た場合には、関連する原権利者に対して適正な対価を払うという責務を負って、インターネッ
ト上のデジタル・コンテンツの利用を許諾する権利を持つと決めようと考えたわけでありませ

ネット権者として、先ほど申しましたテレビ局、それからレコード会社、それから映画製作
者、これらについては、オールド・メディアの方々に、そのような権利をさらに重畳的にあげ
ても何の抜本的解決にならないだろうというご批判、また、権利者を侵害する、制約するの
ではないかというご批判があったのですが、私どもの意図は、別にオールド・メディアに限ら
うということではなくて、実際には、きちんとインターネット上のデジタル・コンテンツを利用、
流通させるために、それを促進していくことについて十分な能力といえますか、資格と責務を
負われている方だと考えている次第であります。それが、そのほかの方々でもできるのであれ
ば、それらの方々を通して、いろいろな方々がデジタル・コンテンツの利用ができるように、
一種の仲介ができるような方々を決めておいたほうが、何の話をするにもいいだろうとい
うことで考えたものであります。あくまで、これは権利者の権利を実質的に守る、つまり利用され
たら、必ず適正な対価が払われるということを担保するために決めたものでございまして、こ
の部分には、私どもの説明が不十分だったというところは非常に反省しているのですが、実際
に、例えば実演をしているアーティストの方々に話しますと、あなたたちの提案というのは自分
たちの権利を侵害するものだと言われて、そう思っていたけれども、説明を聞いた必ず権利
を守ってくれるならばいいではないかということで、ご理解をいただいている方々もどんど
ん増えているのが現状でございます。

また、ネット権を認めてしまうと、権利者のいろいろな権利を制約する、勝手に使われるだ
けではなくて、いろいろな改変をされるのではないかとご批判、ご懸念が挙げられている
ところでもございます。これにつきましては、今日、条約に関しましては、あまり細かいこと
は話しませんが、つい最近、条約上問題がないということを学者の先生方に検証していただ
いて、論文（「デジタル・コンテンツの流通促進のための法制度の整備と国際条約上の規律」
L&T41号45頁）に出したものですから、それはまたいつかそれをご説明する機会を与えて
いただくとしたしましても、各著作権に関する条約上、権利者に認められている権利は尊重して

いこうと考えているものです。ネット権を創設するに際しても、権利者の方々の名誉、評判等を害するようなことは許さないという前提で、このネット権を構成したものでございます。

2番目に、先ほども申し上げた「義務」の部分でございますが、海賊版から適法利用への乗りかえ促進を図るべく、これはインターネットの一つの特徴だと思っておりますけれども、利用した部分については必ずトレース（追跡）ができるというインターネットの特質を利用しまして、利用されたら、それについての対価を必ず払わせるということを保証するための責務、義務をネット権者に負わせるというのが私どもの提案でございます。もちろん、1回当たりの利用料、対価を合理的に設定することは必要でありまして、これをどう設定するのか、その仕組みが決まっていないではないかというご批判も受けております。これは後ほどご説明しますが、既にJASRACさんがいろいろ行っているような従来の取扱いも参照しながら、十分にできる、具体的に実現化できるというシステムを、既に念頭に置いております。それができるとしますと、コンテンツの使用に応じて、つまり、1回利用したら必ず対価が入るということを保証して、権利者の方々に、利益が出ないなら配分しないというのではなくて、利用したら、必ず対価を払うというグロスの形の保証を認めるということで、権利者への実質的な保護を図ろうというのがネット法の構成でございます。

私どもが言っているような夢物語が本当にできるのかということなのですが、それはもちろんやってみないとわからないことではあります。もしきちんと権利者の実質的な保護が図れて、ユーザーが適法に容易にアクセスできる、利用できるという環境を整えれば、権利者の方々に、さらに創作へのインセンティブ、これは若くて無名なお金のないクリエイターにとってもそうだと思います。こういう方々に対するインセンティブとなると思いますが、また、ネットビジネスが爆発的に伸びれば、それだけ権利者に対する対価というものがより多く支払われるわけですから、相乗効果がある、だれにとってもウィン・ウィンの形で行くのではないかと私どもは考えたわけでありまして。

3番目に、私どもが提言しましたのはフェア・ユースの規定化でございます。これは、今年の政府の「知的財産推進計画2008」に、このフェア・ユースについての方向性が掲げられて、現在、文化庁あるいは内閣府の知財本部等で大変な議論になっているわけですが、ご指摘申し上げるまでもなく、インターネット、あるいはデジタル・コンテンツというのは技術的進歩が非常に早いわけでございます。法律をいちいち改正して、その一つ一つの進歩した仕組みというものを適法化していくというのは、非常に煩瑣なわけですが、典型的には、来年の著作権法、あるいは何らかの手当ということで議論されていますが、検索エンジンがあげられます。これはご案内のとおり、アメリカでも日本でも、1994年に、その萌芽が出たわけですが、結局、日本では、もうどなたもお使いになっていらっしゃるものと思いま

すが、この検索エンジンを完全適法化するという法制はまだできていないわけです。考えてみますと、94年から（本年で）もう14年経っているわけですが、検索エンジンについては、アメリカでも違法だと言う方はいらっしゃいますけれども、デジタル・ミレニアム・コピーライト・アクトが1998年にできまして、これは基本的に皆が非常に有用なものだということで、社会的に認められているものであります。法律を改正していくというのは大変な手間と労力と時間がかかるわけでありますので、著作権法の30条以降で権利制限を限定列挙しておりますけれども、これをいちいち改正するというのでは、インターネット、デジタル・コンテンツの技術の急速な進歩に対応するというのはできないわけです。もしかすると、5年後、10年後には当たり前だと思われそうですが、2年後、3年後には、まだ今はあらわれていない、認識されていない新しいネットビジネスが生まれるかもしれません。それをまた法律を改正して、適法化させるということは、いちいち手間がかかることだし、煩瑣ではないか。であるとすれば、フェア・ユース的な規定を置いて、フェアで合理的だと認められるものは、その規定で救ってあげるような規定を置くということが、特にインターネット上のデジタル・コンテンツの流通利用に関しては必要なのではないかとということで、ネット権云々ということとはまた離れまして、この分野に関してフェア・ユース的な考え方を導入するのが必要ではないかということ、私どもは考えるわけであります。

ネット法に関しましては、ある意味では、ありがたいことに、私ども、単なる民間の人間が集まって提言したことですけれども、マスコミを含め、大変な反響をいただきました。当然ながら、賛成していただく方もあれば、非常に多くの反対論も提起されました。そのうちの大きいものは、後ほど椎名委員からもお話があると思うのですけれども、1つは、許諾権というのは、実演家にとって最大のインセンティブであって、ネット権者が勝手にデジタル・コンテンツの利用を許諾するという構成はけしからんという反対論があるわけです。それから、ネット権者の範囲、先ほど申しましたオールド・メディアに限っているじゃないかという部分について、反対される意見も多く見られるわけです。その一部を資料につけておきましたけれども、後者につきましては、先ほど申しましたとおり、私どものネット法の立法趣旨、それからネット権者が負うべき義務を十分に果たせる、そしてまた、デジタル・コンテンツの流通が利用促進されるような整備をする資格・能力がある方であれば、ネット権者の範囲は拡大して結構だと私どもは考えております。

もう一つ、先ほどの許諾権は実演家にとっての最大のインセンティブではないかという批判についてです。これは後ほど椎名委員がご説明になられると思いますけれども、ある意味で、私どもも、そのとおりだと思います。その部分は立法目的に照らしてどう見るかの問題でありまして、イエス、ノーと言える権利があるかどうかというのは、交渉上、権利者、あるいは許

諾権を持っている者にとっては最大の力だとも思います。子どもはもちろん、それはできる限り尊重しながらも、我が国にとって、デジタル・コンテンツがインターネット上で、より利用され、より流通されるように、それが促進されるようにするためには、ある程度、権利者の方々に理解していただいて、そのかわり、必ず適正な対価が払われるという、実質的な保護をするということをご理解いただきたい。それがあべき、これからの法制——現行法制がどうこうということではなくて、これは立法論の問題でございますので、そのあたりについての価値観をどうとらえるかということにかかるとは思っておりません。それについては、当然ながら、反対論もありません。また、現在の文化庁の山下著作権課長のような（インターネットを特別に考えるのはクールではない旨の）お考えもここに示しましたけれども、いろいろな考えがあると思いますが、その中で何がいいのかということを考えていけばよいのではないかと考えております。

もう一つの批判は、具体性がないという部分についてですが、これはここにあって書かなかったのですが、ネット法を今日また宣伝、提言するつもりは全くなく、最終的によい結果になればいいと思っているものですから、私どものフォーラムの全委員ではないですけれども、私も含めて、新しいデジタル・コンテンツ利用促進協議会というものを、この秋、東京大学の中山信弘名誉教授が会長に就任されて発足させました。そこでは、ネット法の考え方も取り入れながら、ただ、反対論も十分にあるということは、この半年間でよくわかったものですから、現実に、どう進めていくかということを実際にまとめていこうという目的で、設立したものでありまして、そのご説明の中で具体化した考え方を説明したいと思っております。

7ページに行きまして、時間ももうないので急ぎますが、皆様ご案内のとおり、では、デジタル・コンテンツの流通促進法制に関する現在の状況はどういうものか。まず、1番目として、政府、あるいは知財本部での流れをまとめておきました。昨年の「知財推進計画2007」では、最先端のデジタル・コンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備するという明文が置かれました。それを受けまして、今年、「知財推進計画2008」では、最先端のデジタル・コンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備する。また、2008年度中に、こういうものに対応した知財制度のあり方の結論を出すというところまで明言されました。また、知財本部におかれては、これは委員でいらっしゃる三尾先生からまたご報告があると思っておりますけれども、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の中で、近年のデジタル技術の発展やネットワーク化の浸透に対応した知財制度の課題と対応、あり方に関する調査研究を行うべく、合計9回もの会合が開かれております。また、現在、その報告案がパブリック・コメントに付されている状況であります。

それから、政治の方では、自由民主党におかれては、知財戦略調査会において、デジタル・

ネット時代の著作権に関する小委員会が開かれております。私どももヒアリングの対象になりまして、椎名委員もヒアリングの対象になられまして、合計10回、この春、夏に、会合が行われました。椎名委員からご説明があると思しますので、ここでは、どちらかというデジタル・コンテンツの流通促進法制を進めていくべきだということでヒアリングを受けた有識者の方々の発言を取り上げております。実演家、それから著作権者の側の作曲者である、有名な「翼をください」を作曲された村井邦彦さんなどは、コンテンツ・ビジネスの世界では、『革命』が起こっている。この変革に対応し得るアクションをおこすことが大事で、ネット法を導入することもやったらよい。それから、GDHというアニメを配給している会社の——ゴンゾというブランドをお聞きになったことがあるかもしれませんが——石川社長からは、我が国において、2年で民間の交渉をまとめることは無理である。そのため、ネット法を導入しないと、日本はコンテンツの最後進国になってしまう、こういうご発言がありました。それから、サイオテクノロジーという上場会社の喜多社長、この方は技術の方でありまして、オープンソースの方面では大変に有名な方ではありますが、マイクロソフトともけんかしたということでも有名な方だそうです。この方は、インターネット上、技術的にデジタル・コンテンツの利用というのは本当にトレース（追跡）できるのかということについてご証言をされまして、正規流通するデジタル・コンテンツの流通経路をすべて正確に把握・課金することは容易である。要するに、適法な仕組みの中で、これをトレースするのは容易だということです。また、違法に流通するコンテンツについても、技術的にはすべて把握することができる。ただし、違法に流通するコンテンツについて、全部把握することは技術的に可能なだけけれども、その仕組みをつくるのと、コストが若干かかるということはおっしゃっていますので、正規に流通にする場合と違法流通と全く同じだということではないというのは、私ども認識しております。ただ、インターネット上、必ずデジタル・コンテンツが利用されれば、それがトレースするということは技術的には可能だというご発言がありました。

次のページで、ドワンゴ、これはニコニコ動画を運営されている会社の川上会長ですから、当然かもしれませんが、既存のコンテンツを利用する際にいちいち許諾を得る必要があるという制度ではなくて、まず利用できるという制度があったほうがいいのではないかということでした。それから、タワーレコードの前社長で、最初に日本でネット配信を導入されようとした方ですが、伏谷前社長は、ビジネスモデルができていないのではないかということについては、十分できると言われました。それから、既に（何らかのビジネスモデルを）考えている人がいても、ビジネスモデルを公表するわけがない。公表したら、ビジネスのネタをとられてしまうわけですから、公表するわけがないのであって、発表されていないからビジネスモデルできないなどということはありません、必ずそれはできる。むしろ、アメリカがデジタル・ミレニア

ム・コピーライト・アクトを1998年に成立させて、99年から施行されて、もう10年もたっている。日本は何をやっているのだというようなご発言がありました。

それを受けまして、自民党の小委員会では、夏に中間論点整理（案）を出されまして、デジタル・コンテンツの流通促進について、本小委員会としては、昨今のスピードの速い国際競走の下で、我が国のコンテンツ産業を早急に拡大していくためには、契約による対応を待つだけでは時期を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考えるところで、中間論点整理案を出されたというところであります。

最後に、私が今、事務局長を務めておりますデジタル・コンテンツ利用促進協議会は今年の9月に設立しました。これは東京大学の中山信弘名誉教授を会長としまして、参議院議員の世耕議員、それから経団連の著作権部会長の和田社長と、それから角川ホールディングスの角川会長が副会長を務められております。特別顧問には、ここに記載の方々が見つかりました。この会の目的は、先ほどネット法を提言しました、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムとは違って、有識者フォーラムに関しては、それなりの提言を出したことによって、いろいろな問題点が明らかになり、議論が促進したということは、大変に僭越でございますが、意味があったと自負しているのですけれども、ただ、賛成・反対が非常に分かれているものですから、ネット法の精神のうちいいところは使うにしても、ネット法を押し進めようというのではなくて、現実に権利者の方々、あるいは権利者団体の方々、そしてまたビジネスをされる方も乗れる、妥協できる、本当に現実化できる法制度をつくろうではないかという趣旨から、この会を設立しております。中山信弘先生は、当然ながら、ネット法の論者ではないわけでありまして、現実に権利者の方々、権利者団体の方々、あるいは事業者の方々に乗れる、ほんとうに実現できるものを法制度としてどうやったらいいのかというものを追求しようということをつくった協議会でございます。ネット法に関して、具体性が足りないというご批判については、私は事務局長ですから、全員のご了解を得て発表できるような立場ではまだないのですけれども、一つの案として、先日もJASRACの加藤会長に呼ばれまして、いくらでも協力するから、現実的に皆が乗れるようなものであれば、自分たちがやっているシステムを利用してもらっていいということでした。JASRACさんも、ご案内のとおり、グーグル、ユーチューブとようやく合意が成立しまして、一步新しいスタートをされたのではないかと思います。私どもが、一つ思っておりますのは、技術的にできるのかという部分について、さきほどの喜多社長の証言もありますけれども、電通さんが進めていらっしゃる許諾コード方式を現実化させまして、何でも強制するというのではなくて、十分な話し合いができるような協議を行って、適正な対価を決めて、今、簡単には利用できない、あるいは利用できないのではないかと、萎縮してしまっている部分を、皆が納得できて回せるような形、システムを、何らか

の法制度による後支えを得て進めていくことができればいいのではないかと考えている次第であります。

少し長くなりまして大変恐縮でございますが、駆け足で私どもが考えていること、それから今後目指しているところをご説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

【村井主査】 どうもありがとうございます。引き続きまして、内閣の知財本部の有識者メンバーでもいらっしゃいます三尾様、お願いいたします。

【三尾オブザーバー】 岩倉先生の方でいろいろご説明いただきましたので、私はペーパーに沿って、簡単にご説明したいと思います。このペーパーは、実はご依頼を受けて、急遽簡単につくった個人的見解で雑駁なものですので、そういった趣旨で委員限りということで配付させていただいております。まだまだわからないところがいっぱいあるんですけども、私なりの考えとして、今、思っているところをまとめてみました。順次、ご説明していきたいと思います。

まず、目的なんですけれども、デジタル・コンテンツ産業を全体として活性させていく、それが業界や国、関係団体、一致協力して早急にやらなきゃいけないという問題意識は、皆さん共通じゃないかと思うんですね。そのあたりはご異論ないというふうに考えます。

それで現状はどうかということなんですけれども、デジタル・コンテンツというのは、岩倉先生からご説明がありましたように、権利関係が非常に複雑で、それぞれの権利者がそれなりのお立場でご主張されていて、なかなか権利処理が難しいという実態が間違いなくあるのではないかというふうに考えるわけなんです。ですけれども、この後、椎名様のご発表されますように、それだけが原因ではないということはあるかなと考えます。しかしながら、こういった問題があったとしても、デジタル・コンテンツが流通していないという現状は、非常にゆゆしき事態であると。そういったことについて、ご反論される方はいらっしゃらないのではないかなと考えるわけなんです。ところで、デジタルの世界というのは、我が国が技術の分野では比較的先端を走っている分野ではないかと。ブローバンドも発達しておりますし、これから世界に向けて日本が優位に立つべき分野だと思います。しかしながら、この分野で十分なコンテンツが流通しないということ、そのこと自体が、そもそも技術が優位に立っている我が国の技術力を十分活用することができるかという観点からしても、非常に支障になっているというふうに考える次第なんです。ですので、現在、十分流通していないデジタル・コンテンツを流通させるということは、絶対に必要ではないかというふうに思うんですね。

ここまでは、皆さんおそらくご異論ないんじゃないかと思えますけれども、それでは、どういう形で、現状からさらに一歩進んだ形で、デジタル・コンテンツの十分な流通を、しかも権利者の方々が納得いくような形で進めて行くことができるかという、そのところが一番難しい点なんでございますけれども、これを私は、従前の契約法理か、もしくは何らかの新制度の

創設かという形で書いたんですけれども、今までの相対の契約処理のままで進んで行くというようなことがございましたら、やはりそれは長い期間をかけて、デジタル・コンテンツの流通は非常に有用であるということが権利者の皆様にわかって、じゃあやろうかということになったときには既に時期が遅い、というようなこともあるのかなと思うんですね。もちろん、契約法理によるご努力は十分理解しておりますし、有効であると思うんですけれども、時期を逸してしまうという可能性は十分あるというふうに危惧しておる次第です。ですので、契約法理によるか、新制度の創設かということは、あまりにも二者択一的でドラスチック過ぎるかと思うんですけれども、今までどおりではいけないというご認識はご理解いただきたいと強く考える次第です。仮に、契約法理で行くということであったとしても、今までとは違った形での、民間でも構わないです、国が法制度をつくるという形じゃなくても構わないんですけれども、今までより一歩進んだ形で時期を逸しないというようなことを十分想定した形で取り組んでいただきたいと思います。ですので、その一つ的手段としては、報酬請求権化というような文言をこのペーパーで挙げていますけれども、それは一つの言葉でして、報酬請求権化してしまえばその取り組みが早いだろうという素人的な発想から書いたもので、必ずしもこうしなきゃいけないというものではないんですけれども、十分そのあたりを権利者の方々や事業者の方々に認識していただいて、取組をどんどん進めていただきたいと強く思います。

岩倉先生がいらっしゃるんですが、ネット権というものを創設して、放送事業者等にネット権を付与するというお考えには、私個人としてはあまり賛成はしていないんですね。理由はいろいろあるんですけれども、ちょっと時間がありませんので今日は省略いたします。あくまで創作者である著作権者の方々が権利を保有して、その権利をうまく、もし合意いただけるのであれば、報酬請求権化できれば、コンテンツの流通が早いかなと思います。そして報酬請求権は、限られた権利範囲でいいと思うんですが、とりあえずデジタル・コンテンツを流通させるよう、みんなが努力するという方向性を明確にしていきたいと思うんです。その点を意図してこういう文章になっているんですけれども、私の真意はそういうところがございます。

それで、コンテンツの産業全体の活性化です、つまり、コンテンツが流通することによって、既存の放送コンテンツ、つまりすでに非常に商品性が高いコンテンツと、これから商品化される潜在的価値を有する新規のコンテンツの双方を対象とすることで、新規コンテンツの制作者に対してもモチベーションを与えることができます。そうしますと、コンテンツ業界全体として豊富化するということになるかと思うんですね。そういったことも含めまして、デジタル・コンテンツは流通させなきゃいけない、その方向でみんなで一生懸命、その方策を考えてみましょうと、そういう方向性をとっていただきたいと思う次第なんです。

その際にいろいろと議論はあるとは思うんですけれども、やはり放送コンテンツというのは、

このコンテンツ産業の中でも、圧倒的中心でして、みんなが欲しいコンテンツなんですね。そういう商品価値・ニーズの高いコンテンツを持っていらっしゃる放送コンテンツ業者の方々が中心になっていただければ、コンテンツ産業全体として活性化するであろうと考えます。そして全体としてコンテンツ産業を活性化して、とにかく早くコンテンツ取引市場を形成していただきたいと思います。どういった形でも構いません、データベースをつくって、どこかに権利を集約して、JASRACのような形で取引市場をつくるのが一番理解しやすいと思うんですけども、それには限りません。コンテンツを取引できる市場をつくっていただきたいと思います。その具体的なコンテンツの料金とか対価とか、いろいろなことについては、方向性さえ決まれば、あとは皆さんのご協議の中である程度、妥当な形ができ上がってくるんじゃないかというふうに思うんですね。ですので、方向性として、今の時期を失しないで、我が国のデジタル・コンテンツを取引市場において豊富化してほしいと私は考えます。

以上、雑駁な意見なんですけれども、終わらせていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、12月からオンデマンドサービスを開始されるに当たり、実際に権利処理業務を担当されている観点から、NHKの関本様、ご説明をお願いします。

【関本オブザーバー】 関本です。よろしくお願いたします。

三尾先生とか高橋先生と一緒にコンテンツブランド調査会という場でも議論をさせていただいておりますが、今日は12月1日から始めますNHKオンデマンドの権利処理について、具体的にどういう問題点があるのか、どういう進行状況にあるのかという点に絞ってお話をさせていただきます。

NHKのオンデマンドサービスは、大きく言うと見逃しサービスと言われている、放送した次の日ぐらいから1週間程度流すものと、それから過去のアーカイブスを流す特選ライブラリーサービスと呼んでいるんですが、これは基本的に言うとヨーロッパ型、BBCモデルとも言われていますけれども、BBCが考えたようなやり方を方策としては導入する。見逃しと過去では、若干違うところがあるのと、見逃し番組でも、いわゆる実演家の方が出られているドラマとか音楽番組みたいなものと、それからNHKが非常に支持されておりますドキュメンタリーとかノンフィクション系、ここで若干違いがあって、いつもこれ、一緒に話すものですから、混同を来すので、ちょっと分けて説明させていただきます。

まず、今、見逃し番組を12月から始めようとしていますが、ちょっと大河ドラマが1月から始まるというのもあって、12月からは多分122番組で、1月になったら125番組ぐらいを見逃しサービスとしてやると。見逃しでやっているものについては、番組で言うと800本から1,000本ぐらいが既にネット上に流れているというふうに考えています。そのため

に、今、各現場は取材とか権利許諾とかを取っておりますので、現時点で全部完璧ですとか、全部どうですかというのはわかりません。2月、3月ぐらいにならないと、本当の問題点というのは出てこないで、あくまでも今日時点で私どもが考えているものだというふうにご理解ください。125の番組を選びまして権利処理をしていますが、まず、実演家の方が出られるドラマとか音楽系番組、バラエティーも、そういうものについては、基本的にノーだよと言われる方があることはありますけれども、その方は最初から出演交渉しなければ、別にコスト的には何の問題もないわけですね。見逃しに関してはこれからつくるわけですから、最初からノーだとわかっている方については、見逃し番組として対象にしない、あるいは例えば大河ドラマみたいなものを見逃しにするんだとしたら、そこでは出演交渉しないと最初から決めれば、実はコスト的には労力はかからないわけで、このところは今、いろいろな実演家の団体さん、権利者の団体さんとお話をして、団体間協議ができましたので、その中から125を選んでいきますから、これに関しては、そんなに苦労はしていないというのが現状です。

一方で、ノンフィクション番組というのはやってみないとわからない。基本的にドキュメンタリーとか情報番組でありますけれども、しょっちゅうテレビに出てこられる方が出てくるわけじゃなくて、そのドキュメンタリーのネタを探して、ふさわしい人が初めて出るというケースもありますから、正直言ってやってみないとわからない。例えば、担当者には、今度はオンデマンドも始まりますのでネットについてもよろしく、というふうに電話をかけますけれども、取材とタイムラグがあるわけですね。そのタイムラグの間に、ネットというのは、いろいろなところに出て、変なことが起こるらしいよといううわさをその人が聞いたりして、ノーだと言ったと。その場合どうするか。現場には、放送優先なので、とにかく放送だけは了解取ってこいと。ネットについては、わかりました、ノーにしますと言うなよ、後で専門の人間がお話をしますからと言いなさい、というふうに現場には指導しています。そういう意味では、ノンフィクション系がちょっと大変かなと思っています。いずれにしても、見逃し番組として125番組、800本ぐらいの番組が出て行くであろうという想定のもとに、今、作業をしています。

それから、過去の番組については、ちょっと見逃しとは違って、もともとノーとおっしゃっている方が既に映っているドラマがあるわけですね。そういうものについては、基本的に、その方がノーと言っている間は出せないという問題が確かにある。

それから、これはヨーロッパでも今、問題になっていますが、権利者の方が不明の場合にどうするか。これは著作権審議会でもぜひ議論をしてほしいというふうに言っていますが、EBCU（欧州放送連合）でも著作権不明の問題は放送局から簡素化してほしいという要望が出ていますが、この問題は確かにあります。ですから、見逃しよりは、過去番組については、実演家さんが出ていらっしゃる番組についても、ちょっと難航しているところはありますが、今の時

点で、僕らのほうで大体1,400作品ぐらいをまず選んで、大体1,100番組ぐらいは権利処理ができそうかなと思っています。12月からできるかどうかというのは、ちょっと大量に権利処理をしなければいけないので、クプラさんとか音事協さんには大変お世話になっていて、ものすごい労力を使っているんですが、間に合うかどうかという問題がありますが、1,100番組以上、多分OKが出るだろうと。これはBBCが5年ぐらいかかって権利処理した数より多いんです、2カ月ぐらいで我々がやったのは。BBCは相当過去番組については苦勞していますので、全体状況としては、少なくともヨーロッパ並の配信サービスができるだろうと現時点では見込んでいます。ただし、これがほんとうにそうかというのは、2月か3月にならないとわかりません。その頃にまたこういう会があれば、そのときにはお話ができると思います。

それから、ノンフィクション系で、ワーキングプアというNHKスペシャルがありました。もちろんご本人は了解して出ていらっしゃって、評判になりましたから、再放送したりしていたのですが、ご親戚の方を含めて、恥さらしなことはするなというので、ご本人から再放送も含めてやめてもらえないかと。このような人権、プライバシーにかかわる問題がノンフィクション系では相当出てくるんですね。こういう問題は例えばネット法の中でどういうふうに扱うのかなど。単にネットで出せるかどうかではなくて、つまり、今の法律上だと、例えば放送に同意したんだから再放送しても問題ないというふうに解釈できますが、ご本人がやめてくださいと言っているのを無視して出すということはなかなかできないので、現実にはそういう問題も起こってくる。そういう意味では、ノンフィクション系については微妙なところがございますが、少なくとも、現時点では、私どもはNHKとして1月から充実していくと思いますが、1月時点ではヨーロッパ並の、各BBCとかがやっているようなサービスはできるだろうと。ただ、フランスのINAとか、あれは国立ですから、BBCとかNBCと違って、国の制度ですから、INAほどはできないかもしれないとは思っていますが、世界の公共放送の中で、決して引けをとらないサービスはできるであろうと考え、作業を進めています。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

続きましてフジテレビの佐藤委員からご報告をお願いします。この11月からフジテレビでもキャッチアップサービスを開始されて、やはり権利処理業務も実施されていると伺っております。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 資料を出していないのであれなんですけれども、新聞等でも10月の終わりに出ましたし、実際、11月1日から現在放送中のドラマ1番組、バラエティー番組1番組を見逃し対応サービスということでストリーミングでやらせていただいております。PC向け並びに携帯向けを含めて配信をさせていただいております。始まったばかりということなので、私ども

も関本さんほどたくさん出すものではなく、レベルがちょっと違うので、苦勞の度合いも、我々の望む体制も、NHKさんのような全面的な体制にはまだ至っていないけれども、基本的には、例えば見逃し対応、現行のドラマ、特にインターネット親和性の高いユーザーに向けたドラマというものを選んでやってみているわけなんですけれども、本当にどのぐらいの数字が出るのかというところが、私どもも一体どうなんだろうねという、ちょっと様子を見ましょうという前提で配信をさせていただいております。

もちろん、見逃しということなので、番組の中で見逃し対応がありますよと告知をしても、その場で見ている人なので、すぐ見逃しサービスを買うかというとなかなかそうはいきませんので、過去、11月1日から始めたということがありますので、ドラマ1クールずつということで、10月から始まっているドラマの過去4回分をまとめてパックにして見ていただくというようなものも含めて、あと、シーズンパック、1クール分全部見てくださいみたいなパッケージの売り方もしておりますけれども、これまで2005年からやってきているフジテレビOn Demandの販売の経緯から見て、地上波の見逃しをやってみたら、これはとんでもなくすごいものが出てくるんだなというふうに、ちょっと放送告知や何かも含めてやって、期待できるのかというと、そんなにすぐ結果が出るようなものではないなということで、数字をまだ正式に申し上げるような段階にはないと思いますが、若干、サービスも有料ということでありますと、そんなに簡単なビジネスではない。変な話、音事協さんとクプラさんにまだ正式な話で説明もしていませんので、こんなところでそんなことを言ってどうするんだと言われちゃうとあれなんですけれども、権利クリアで苦勞しているのではなくて、実際は流通をどうやって仕掛けるかということが一番苦勞する。その流通が大きくなると、もちろん、私ども制作者としての立場でもそうですけれども、権利者様にもきちんとしたリターンが返せるというようなレベルには、至らないのではない訳です。もう少し様子を見たところでご報告をしたいと思っておりますけれども、「フジテレビOn Demand」での「いつでもテレビ、どこでもテレビ」サービスにつきましては、ご報告としてはそういうことでございます。

あとは、岩倉弁護士からお話があったネット法のことなんですけど、4つほどお伺いしたいことがございまして、ネット法の書類に書かれている部分、私の頭の中で整理されていないんですけれども、お考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

【村井主査】 ご質問は、後ほどでよろしいでしょうか。それでは、続いて椎名委員からご説明をいただきます、よろしく申し上げます。

【椎名委員】 まず、岩倉先生のプレゼンテーションは、いつも人の名前の引用が多いんですが、その中でも椎名とたびたび言っていただきまして、こんな名誉なことはないというふうに思っておりますので、まずお礼を申し上げたいと思います。

ネットワークにコンテンツが潤沢に供給されて、関連する産業が隆盛をきわめるという状態を想定して、その状態を実現するためには、どのような方法があるのかということを考えてみると、なぜ既存のビジネスモデルによって制作されたコンテンツばかりを対象にする必要があるのか。まずは、ネットを十分に熟知した者がネットの特性に合わせたコンテンツを制作して、それがブレイクすることによってこそ、その状態が実現されるものと考えてるのが順当であろうと思うんですが、どうでしょうか。にもかかわらず、このネット権に類する権利の簡略化や切下げの方法論によって、それを実現しようという議論が再三繰り返されてきていますけれども、例えばネットに知見がある通信事業者の方々にコンテンツを自ら制作しようという意欲が全く感じられなかったのは事実であって、このことは、この検討委員会でも再三指摘させていただいております。今日、岩倉さんのお話を伺ったんですが、そういう観点から言うと、やはり既存のコンテンツが大事なんだ、急がなければ日本が沈んでしまうんだというふうな話に終始しておりまして、権利者から見れば、あくまでも安価に効率よくコンテンツを調達したいという虫のいい話にしか聞こえてこないんですね。

岩倉さんの資料の6ページに山下著作権課長の発言として引いておられる、特別扱いを要求しているのにすぎないんじゃないかという部分は、そのあたりの事情を承知した人間としては、極めて順当な発言であって、我々もまた、それに近い印象を持っております。

ネット法に関する主張に対して、実演家の考え方ということで、本日お配りいただいている資料3というのがあるんですが、これは6月25日の知財制度調査会におけるヒアリングの際に使わせていただいた資料なんですけど、それを簡単にご説明する時間があまりないので、簡単に申し上げると、まず、おめくりいただくと、実演家にとって、許諾権が必須のものであるということをご説明しています。ここには書いてないですけども、露出のコントロールなんていうことも含めて、実演家のビジネスの中で、やはり許諾権が非常にコアな部分になっているということを説明しています。

また、既存のメディアであるコンテンツホルダーさんに権利を集中することによって、はたしてネット流通が振興するんですかという点ですね。この点については、何か今日違うことを伺ったような気がするのですが、後で質問させていただきたいと思いますが、それから、めくっていただきますと、ネットの阻害要因は別にあるんじゃないんですかということで、ネットでの収益性の悪さが問題であって、そこを解決する努力が先じゃないんですかといった点について指摘をさせていただいているんですね。そうした点については、本日のお話でも言及がなかったと思います。許諾権についてはよくわかるけれども、我慢してくれという話であって、それだと、議論にはならないわけでありまして、どうも話がすれ違っているのかなというふうに強く感じました。民間の努力では足りない、足りないと繰り返し述べておられる傍らで、今も関

本さん、佐藤さんのお話にもあったように、NHKオンデマンドを契機として、実演家と放送事業者の間で、既にさまざまな取り組みと努力が行われ始めているわけですね。とりわけ、実演家団体サイドにあっては、先ほどもちょっと出ていました不明権利者の探索も含めて、権利処理の集中化や円滑化ということについて、いろいろな努力を重ねてきているんですが、そういうことについて、なかなか法律家の方が実感できないことはいたし方ないと思うんですが、いやしくも公の場において、不十分であると断定されることには、それなりの大きな責任が伴うというふうに考えています。NHKもフジテレビも肅々と進んでいる中で、実務的に進んでいない、十分とは言えないとされている根拠について、岩倉さんに伺いたいと思います。

それから、実演家の許諾権の関係については、僕の資料ではキラーコンテンツなんていうことも引いて、許諾権が実演家のビジネスに必須であることを説明しているんですが、それに対して、岩倉さんの資料の4ページでは、許諾権が奪われても、権利者には正当な対価が必ず入る、あるいは権利者の権利を実質的に守るというふうな抽象的な表現しかされておらず、きちんと説明がされていないんですね。許諾権、例えば、六本木アーク森ビルの大事務所で法律家をたくさん抱えるような事務所ならいざ知らず、アーティストが許諾権を失って報酬請求権しか持たないような状況で、一体どのように権利者の権利が実質的に守られ、正当な対価が保証されるのかについて、これも岩倉さんに伺いたいと思います。覚えておいてくださいね。

それから、また5ページを拝見すると、先ほど来、出ていた話ですが、ネット権者について、これまではというか、ホームページでは、映画制作者、放送事業者、レコード制作者を挙げておられたというふうに思うんですけども、本日は必ずしも狭く限定する必要はないというふうに書いておられます。これまでネット権者として挙げられている3つのそれぞれの方々に直接伺うと、ネット権者になることをむしろ望まれていないような話まで聞こえてくる現状があるんですが、ここで新たに狭く限定する必要がないという立場に立たれるということは、例えば映画制作者のネット権については、必ずしも映画制作者に与えなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。映画については、既に著作権法でいろいろな権利を得ているわけですけども、その権利を、ネット権が映画制作者に来ないことによって、映画制作者がそういう権利を失ってもよいという理解でよろしいのでしょうか。これが3つ目の質問でございます。

法律というのは、あくまでも業界や社会全体に与える影響に最大限配慮して、一定のバランスの中で決められていくことが原則でありまして、特定の産業や事業者を優位に立たせるために立法が行われるようなことがあってはならないというふうに考えております。そういう意味で、ご主張は真摯に受けとめた上で、これまできちんと反論させていただいてきたんですが、どうもやっぱりそれにピンと答えていただけていないという気がします。取引市場ワーキンググループでも申し上げたことなんですが、当検討委員会においては、流通の阻害要因について、

これまで言われてきた権利処理の煩雑さという、いわば表面的な見方を超えて、放送コンテンツや、また、ネットを中心とするビジネス自体が抱えている様々な問題点について検証して、順次、明らかにしてきていると思います。その成果物として、第5次中間答申があるというふうに考えておりました、この点については、検討委員会のメンバーとして、大いに誇りを持っているところでございます。実演家をはじめとする権利者は、本日のネット権や、それに類する立法のお話、つまり、権利を切り下げたり、制限することによって流通を促進しようという議論に対して、これからも反対していきたいと思います。資料を拝見すると、議論の中身というよりは、むしろ政治家の方々の名前や、いろいろな有力者の名前がたくさん並べられていて、一定の主張を真摯に行おうという資料としては、いささかいかげなものかというふうに思うんですが、たとえどのような強引なやり方をされようとも、権利者は理不尽な議論には、今後ともきちんと反論していこうというふうに考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。資料をご用意いただいた分について、ご説明を伺いましたが、ここからは、自由にご意見をいただいてよろしいでしょうか。

【堀委員】 また、権利者— という言い方、僕はあまり好きじゃないので、実際に現場で働いている人間からすると、非常に悲しいやら、夢がないやら、これからマーケットが進んでいこうとしているのに、まだ日本だけの話をしているのかというのが、再三ここで申し上げていることであります。三尾さんのご意見は非常に観念的であまりよくわからなかったのですが、素人的発想とか個人的な考えということで、簡単に報酬請求権ということを行わないでほしい。我々は、報酬請求権になったばかりに、平成16年度とか平成15年度の対価が決まらず、まだ延々と交渉しているものがあります。ケーブルテレビさんも、報酬請求権が発生したことによって払わなくてはならない対価が増えるという、結果的にはありがたい迷惑な話になっていることがあります。報酬請求権になったら、権利者がバラ色だみたいなことは言わないでいただきたいと思います。

それと、流通がよくなれば皆バラ色というのは、これは高度経済成長期の話でありまして、安く大量に売ることからいいというような発想で日本のエンターテインメントのビジネスを見てほしくない。これははっきり言わせていただきますし、岩倉さんも、この資料を見ていると、どこかの国の国会の答弁みたいで、適正、適正と何度も出てくるんですけども、大体あいまいな話をするとき、一番適正な言葉が適正という言葉に今、なっているので、適正な対価というのは、果たしていくらなのかというふうに思っているのか。今、「8時だヨ！全員集合」のDVDボックスが1万6,000円で売っております。これ、何十万セットも売っています。これは適正価格なんですか、不適正なんですか。これ、ユーザーさんから見て、適正か、不適正かというのは、だれが考えればいいのか。どうも聞いていると、安

く使いたいという人が束になってかかってきたので、権利処理が煩雑だと言って、テレビ業界やら映画会社に煩雑な処理をおっかぶせて、なるべく安くカルテルをつくって、それでユーザーのためだと言っているようにしか聞こえない。こういう耳障りのいい言葉でごまかされて、結果、産業が一つ破壊されるということに、どうか消費者の皆さんは協力をしないでいただきたいというふうに思います。先生という人たちがおとぎ話を難しく文章にすると、何となくノンフィクションに見えてくる。でも、内容は明らかにおとぎ話であります。こんなバラ色のような、これから日本のエンターテインメントのマーケットは縮小してきておりまして、先ほど検索エンジンの話もございましたけれども、グーグルと日本の検索エンジンを一緒に論じていること自体、間違っている。何度もここで申し上げましたけれども、日本語というデメリットのある言語で世界に出られないと嘆いていて、それを日本のネットで流通させたからといって、ゼロサム社会は変わらない。海外に出ていく以外、日本のマーケットが広がることはまずあり得ないということは申し上げておきます。

ほかの産業で考えてみたときに、適正な価格というのは、ユーザーとメーカーが考えて決めるとか、高くても売れるものもある、安くないと売れないものもある、コンピューター1台つくるのに、組み立てに手間がかかるからやりませんという会社は多分ないと思います。ビジネスになれば必ずやっているはずなのに、まだだれもやらないということは、ビジネスモデルじゃなくて、ビジネスにならないからだ、これははっきり申し上げておきます。

それと、それを外野の人が大騒ぎして、何か難しい法律を出してきたり、いいところだけアメリカと比較して論じられることは非常に不愉快でありまして、アメリカの二次利用の受け入れ、実演家に対する対価は、契約上ものすごく厳しく決まっております。それはスタントマン、エキストラに至る一人まで、二次利用するときにはいくら払わなきゃいけない、日立ての拘束時間によって全部決まっています。隣接権がないというのはうそでありまして、それは契約で成り立っていて、隣接権は法律にする必要がないだけです。それを一緒にフェア・ユースなんていう、わけのわからない言葉と、このネット権をごっちゃにして、あたかもバラ色のようにユーザーの人に思わせておいて、何でもかんでも使ってしまうと、うるさいのは権利者で、それは処理が煩雑だからと、フィクションにだまされないようにしていただきたい。

それと、新しいデジタルの時代で、ビジネスが日本だけ取り残されるということがありましたけれども、これは虚像でありまして、いまだに世界のマーケットでエンターテインメントのソフトは2位を保っております。ただ、これが一気に縮小してきているだけで、ほかの新興国は伸びてきております。ただ、アメリカは英語圏でありますから、ワールドワイドでビジネスができるというところで、単価を下げても、ワールドワイドでもうけることができる。このモデルは、日本のゼロサムと一緒に論じることも全くナンセンス。

それと、権利者がネット法のおかげで対価を払ってくれる、それは賛成だと言っているというのは、無名な人と有象無象でありまして、スターはそんなことを望んでおりません。金さえ払ってくれば何でもやるというようなことをタレントがみんな考えているというふうに誤解されるような発言は、ビジネスをやっている者としては甚だ迷惑だというふうに思います。

1行1行、全部反論したいんですけども時間がありませんので、何かネット法の許諾権が実演家にとって最大のインセンティブ、どう考えるかだということですけども、どう考えるかと言われてしまうと、みんな勝手なことを考えるわけですし、そのために少数派を切り捨てるということだというふうに私は理解いたします。以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろな議論に移りますが、一応、先ほど佐藤さんにご質問をお待ちいただいておりました。佐藤さん、お待たせいたしました。

【佐藤委員】 すみません、4つ質問しようと思っていたんですけども、あまり時間がなくなってきたようなので、1つは切り捨てて、3つぐらいお伺いしたいと思うんですけども、まず、大前提となっているのが権利者並びに制作者に収入が増えるということですよ。この収入が増えるということを定量的に実証できるものなんでしょうか。すなわち、今、デジタル・コンテンツの流通の促進と言っているんですが、これ、言葉が非常におかしくて、コンテンツのデジタル・フォーマットと言うよりも、インターネット流通の促進ですよ。それ以外のデジタル・フォーマットの流通というのは、パッケージ等を含め、あるいはレンタルだとか、いろいろなデジタル・フォーマットでの流通があります。その中で、インターネットを伸ばすことによって、その他すべてのコンテンツの利用にかかわる収入と比べて、グロスがアップするという、何か先進国、例えばアメリカあたりでの実証というのはあるんでしょうか。これ、ひとつ、お答えいただけますでしょうか。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【岩倉オブザーバー】 今のご質問については、私どもが提唱しておりますのはインターネット上におけるコンテンツの流通利用でございますので、そのような収入をどうやって増やすかというところにフォーカスしているのは、全くそのとおりでございます。今、手元に資料も何もありませんし、私、法律家でございますので、経済学者でも、あるいは統計学者でもないですけども、つい最近、私が聞いたデータで言えば、まず、日本の中でインターネットの利用者は、年々非常に増えている。今年も昨年から見ると何百万人増えているという数字は出ております。

ただ、全体の人口が1億2千何百万人で、そのうち5,000～6,000万人だったのが、6,800万人、7,000万人というふうが増えてきたというのは、それほど激増ということではないのかもしれませんが、あらゆる年代を含めて、インターネットが各々の生活の

インフラになりつつあるということはある程度言えるのではないかと思います。

それから、アメリカの例も、ずっと赤字だったユーチューブの赤字幅が非常に減ってきたらしいということです。先ほど椎名さんや堀さんがおっしゃられたとおり、そのようなものがほんとうに増えているのか、利用されているのか、アメリカでも使われているのかというところは、個別の契約は知りませんが、ユーチューブやグーグルが発表しているかどうかは見ていないのですけれども、この前、JASRACさんとユーチューブが合意されたように、アメリカ国内でもユーチューブ、グーグルが各映画会社、テレビ会社と次々に契約されて、最近もMGMと契約されたというのは発表されたと思いますけれども、非常に安価で利用されているという事実があるのだらうと思います。その結果として、今までプロフィットではなかったユーチューブにおいても、赤字幅が非常に狭くなってきて、将来黒字化できる可能性が増えてきたという報道がされたという記事を見た覚えがございます。それは単にユーチューブという動画共有サイトのお話かもしれませんが、当然ながら、インターネット上のデジタル・コンテンツの流通利用に関する代表的な現象であると思いますので、それは一例かと思います。

【佐藤委員】 ありがとうございます。ただ、多分、クリエイター、制作者並びに権利者の人間は、トータルのコンテンツの利用でグロスアップができるのかというところが最大の問題でありまして、インターネットで利用することがグロスアップになるかという問いを常に発していかないと、ネットでどんどん流れるんだけど、トータルの利益はどんどん減って、したがって、産業は疲弊するんですよという議論がアメリカでは行われているということは多分ご存じだと思います。例えば、アメリカのレコード産業は、2000年ぐらいの段階では145億ドルの売上げがあった。2006年、70億ドルまでシュリンクしています。もちろん、それをインターネットの適正流通の販売が補っているのかというと、全くそういうことはありません。また、アメリカの音楽産業は、2000年以前は無料交換ファイルソフトが広まってなくて、そのころは年間10から14%の高成長産業でした。だけど、いまや（2007年の段階での発言なんです）年間10～14%の衰退産業ですというふうに言って、アメリカの業界トップたちはとてもそれを悲しんでいる。音楽を購入するという行動がなくなったということが多分、最大のことだと思うんですけれども、映像については、映像はファイルがでかくて、そう簡単にファイル交換ソフトでばらばら行くというようなことがないことがあって、映画とテレビ産業は、アメリカにおいては、やっとな時間をもらった段階ですねと。これからそういうことが起こらないように、徹底して不正な流通をまず阻止することからスタートしているということがあると思うんですね。それがまさに、バイアコムさんがユーチューブを10億ドルの損害賠償請求をして訴えている裁判が進行している最中ということだと思うんですけれども、このあたりを踏まえてみても、ネットに流すことイコールコンテンツ制作者、権利者の取り分が増える

こと、収入が増えることというふうに全く結びついていないのが世界の最先端の実情だと思うんですが、そういう意味で、世界の最先端のコンテンツ大国を目指すというふうに言われているんだとするとわかるんですけれども、世界の最先端のコンテンツ大国というのは定義としては一体何なんだろうかとこのを次にお伺いしたいんですけれども。

【村井主査】 お預かりしている時間がないので、本当に申し訳ありませんが、短くお答えいただけるでしょうか。もう一度お越し願わないと、という気もいたします。次回にいろいろ御論議願いたいのですが、佐藤さんの今のお答えも併せて最後にまとめていただいて、まず椎名さんからの先ほどのご発言の中で、ご質問が4つではないかと認識しています。それに関しても、簡潔にお答えいただいてよろしいでしょうか。

【岩倉オブザーバー】 以下、次回ということになると思いますけれども、佐藤さんの質問に先にお答えしますと、私どもが提言しているもの、あるいは別の法制でも、それをやれば全体のトータル収入が上がるのかは正直わかりません。ではこれがなかったら維持されるのか、それとも右肩下がりではないのかというのわかりません。今、若者がみな、着うたフルかネット配信で音楽を買っている。だから、音楽産業、レコード会社産業はみんな衰退した、あるいは実演家はみな貧乏になったと、そういう議論はあるのかもしれませんが、それはまた別の見方で言えば、社会生活の多角化からして、むしろ手に入りやすくなった、特にお金を高いものを払わなくても——先ほど堀社長がDVDのボックスで何万何千円というのがありましたけれども、それは価値があるものだと思います。私もドリフターズをずっと毎週見ていましたから、素晴らしいものだと思うんですけれども、これを買えない人もいます。買える人は、できれば安価な価格でネットで見たい。でも、ほんとうに持ちたいという人は、パッケージとして、写真もついている、ガイドブックもついている、いろいろなものがついているものを何万円払っても買いたい、そういう様々な考えがあるわけですね。この前、映連の方がいらっちゃって、私どものネット法の話について議論したんですけれども、映画などは、日本の場合、ネットでは十分には見られないわけですね。私などは松田優作の映画がすごく好きなんですけれども、T S U T A Y Aなどに行きますと、遊戯シリーズの映画が1本でパッケージでは1本何万何千円するんですね。これが例えばネットで見られるのであったらすごく便利なことですが、だからといって、パッケージが売れないか、トータルになったら収入が減るかというのは正直申し上げて、私にもわかりません。でも、みな喜んで使えるようになるというのが、国民みんなにとっては豊かな社会なのではないかとは思っております。

それから、椎名さんのご質問については、今日のレジュメがけしからんという部分は、おっしゃるとおりでございますが、そのために配付資料というものをつけておまして、例えば資料の9～12が、ネット法に関する、私どもがホームページで公表しているものでございませ

て、例えばネット権者を3つの事業者に限らないというのは、7月の段階で、資料11の8～9ページのところに書いております。それから、公正な対価についての考え方も、同じ資料の9ページのところに触れておりますので、ご参照いただければと思っております。パワーポイントはそうではない部分をまとめたものでございます。政治家の名前とかを書いて偉そうにしているのではないかというのは、貴重なご意見として承って大変反省いたしておりますけれども、そういう趣旨では全くないということでご理解賜ればと思っております。あとは次回ということでご了承いただければと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。寺島さん、いかがですか。

【寺島オブザーバー】 もうお時間ですので。もし次回、またお呼びいただけるなら、制作事業者としての態度表明をさせていただきたいと思えます。

【村井主査】 そうですね、ぜひお願いします。申しわけございません。華頂さん。

【華頂委員】 一言だけ、岩倉先生から遊戯シリーズの話が出たので。コンテンツ・ビジネスの基本は、映画に限らず、市場価値を維持しつつ、収益の最大化を図っていくものだと思っております。そうしないと株主さんにも怒られますから。安く見たいという方がいらしても、すぐ迅速におこたえすることはなかなかできないのです。よろしくお願いします。

【村井主査】 では、高橋さん、いかがですか。

【高橋委員】 すみません。この委員のこの立場で、なぜここに座っているかということをつらつら考えるわけですが、今までの経緯で言えば、こうした権利、もろもろの関係は、民民であればできる、やりたいということでトライアルがされたんですけれども、この委員会への報告を見る限り、とてもうまく行っているとは思えない、という感想を持っております。

先ほど三尾委員が時期を逸するんじゃないかということを強調されておりましたが、私も、こういう席に座っている立場、それからコンテンツ・日本ブランドの専門調査会のメンバーからすれば、こういうやり方で目標が達成できるのかということに関して、様々な疑問を持っております。ですので、トライアルをやっているという点に関しては、これをやっていくと時間がかかるとこの場にはご報告いただいたんですけれども、一体いつになったらできるのかという、ある程度期限を知りたい、時期を逸しないようになるのだろうかという疑問があるということと、それを粛々と進めて、できるんだとしたら、それは何を見ていれば私たちにわかるのか。会議の報告だけでは全くわからないので、そこをお聞きしたいと思っております。

それから、制度をつくと何が困るのですかということちょっと聞いてみたいのと、今日のお話を聞いていて思いました。だれがどのように困るのか、困る人にとって、どこがどう困るのかという、わかりやすい説明をしていただきたいと思います。ネット権という一つの案が出ていて、それに対して反対があるのであれば、代案を出していただくのか、それとも法律は

全部嫌だとおっしゃっているのか、その辺もわからないので、ぜひ関係者の方に答えていただきたいなと思っています。

それから、デジタル・コンテンツの流通促進のために、皆さん努力していらっしゃるということは、参加しているとわかるのですけれども、時期を逸しないためのスピード感を意識してやっていらっしゃるのかということも、重ねてそれぞれの関係者の方に伺いたいと思います。新聞というメディアが今、再販制度に守られてきた結果、改革のスピード感を持たなくて、今、死に体になってきて、どこの新聞社も慌てているという状況ですけれども、同じ資本関係にある放送事業者もそういうふうに進んでいくのかなとか、権利者の方々、実演家の方々でも、有能な方たちは、もう日本で生きていく道を求めないというところが、もう私は目の前に来ているように感じます。そういうことも含めて、それぞれの既得権だけでなく、未来のことを考えるような建設的なご意見が伺えるとありがたいなと思っております。

【村井主査】 菅原さん、どうぞ。

【菅原委員】 うちの話が出ていましたので、ちょっとだけお時間いただきます。

まず、第1点目に、デジタル・コンテンツという範囲が明確でないまま議論されているように思います。いろいろなことが一緒になって話されていて、結局、そうやって聞いていると、放送番組というところに行き着いたりしていますが、これはいろいろ違うんじゃないかと。

それから、もう一つは権利の問題が前提とされていますけれども、やはりコンテンツホルダーの方の必要性と展開する意欲、それが最初になればいけないところですが、その議論がないまま、その後の議論がされているということにやはり問題があるのではないかと思います。

最後に、JASRACの仕組みということでお二人からご紹介いただいておりますけれども、前提としておりますのは、権利の制限等をするということではないです。これは反対です。ただ、仕組みとして、やはりこれを実現するためには、制度の問題じゃなくて、実際にどう許諾するのか、また、それをどう分配するのか、そういう仕組みが必要であって、それはまさに民間同士でやらなければいけない話である。そういう意味では、もしそういうことで進められるのであれば、それはノウハウを持っている私どもとしても応援いたします、そういう意味でございませう。誤解がないようお願いいたします。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。岸上さん、トライアルの件でご報告いただければ。

【岸上委員】 最後の1枚ものでご説明させていただきます。

この委員会から出た一つの施策としてのアワードの取組がAMD主催で行われまして、その企画書をいただきましたものを私どもも協力させていただきました、一つのコンテンツとして仕上がりました。間もなく、これもマルチユースということで、IPTV、それから携帯並びにPC、インターネットでのいろいろな形での配信をしていこうと思っておりますが、まずは、

その前に関係者の方にぜひご覧いただきたいと思ひまして、内覧会を計画いたしました。場所は慶應大学の三田キャンパスにご協力いただきまして、18日の3時から行います。コンテンツ自体は90分の尺のものでございます。南こうせつをフューチャーした形で、これに新たにコンサートも開き収録もしております。本人の証言や、いろいろな彼の生きざまを一つのドラマ仕立てにしたもので、南こうせつさんからも高い評価をいただいたものです。ぜひ皆さんに、あるいは関係者の皆さんにお越しいただければと思ひまして、ご案内いたします。以上です。よろしくお願ひします。

【村井主査】 ありがとうございます。時間が押した中で、いろいろな貴重なご議論ありがとうございました。特に岩倉様、三尾様、ご説明ありがとうございました。

放送コンテンツの取引、権利処理、民間契約なのか、制度によるか、それから制度というもの、先ほど高橋さんから、具体的に制度であるとしたらこの部分が問題なのかというご意見をいただきました。制度を導入することに対する進め方に対する様々なご意見も今日伺ったところであり、また、皆さんのご質問やご意見もいろいろあることもよくわかりました。言い足りないところ、それからこういう話をしなければならない、その他、進め方や中身に関しても、ぜひ事務局にご連絡をいただいて、先ほど以下次号と申し上げましたが、次のチャンスで更に議論が深まるようにしたいと思います。この場だけで議論するのは、今日の経験からも、非常に難しいと思ひますが、皆さんのご意見を事前にいただいておけると、多少はスムーズに運べるかと思ひます。本日お越しいただいたオブザーバーの皆様にも、またご出席をお願いするかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次回は技術検討ワーキンググループの議論の進捗状況のご報告を行う準備をしております。こちらに関しましても、委員の方からのご意見があれば事前にお伺いしようと思ひますので事務局までお伝えください。技術検討ワーキングも随時、次回でのご報告に向けて準備をしております。私からは以上ですが、事務局からいかがでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 今、主査からご指示いただきましたスケジュールで進めていきたいと思ひますが、再びこの課題について、どう進めるか、またご相談申し上げたいと思ひます。以上でございます。

【村井主査】 それでは、本日の会議は終了です。どうもありがとうございました。

以上